

「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エ
ネルギー展」開催委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

恵庭市

「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

1. 目的

(1) えにわん産業祭

恵庭では質の高い農畜産物が生産されており、食品加工製造企業が多く立地し、農商工等連携の取組みによって様々な商品が開発されているほか、市内には優れたものづくり企業が多数あり、高度な技術や特徴的な商品を製造している。

えにわん産業祭を開催し、恵庭の地域資源を活用した商品やものづくり企業による商品紹介、企業紹介・技術紹介を行い、恵庭の産業、企業の活力を市内外にPRし、地域産業の活性化につなげることを目的とする。

(2) えにわ環境・エネルギー展

えにわ環境エネルギー展を開催し、来場者に体験やイベントを通じて環境への興味や関心を高め、環境省が推進している国民運動「デコ活」及び、令和4年6月に恵庭市が宣言した「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく省エネルギー及び脱炭素施策の普及啓発を図ることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書の通り
- (3) 契約期間 契約の日から令和6年12月31日まで
- (4) 予定価格 6,711千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3. 応募要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第255号）の規定により、更生または再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 恵庭市から指名停止を現に受けていないこと。

- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに恵庭市の徴収金を滞納していないこと。
- (6) 本業務と同種又は類似する業務実績を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 北海道内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (8) 仕様書要件に対応できること。

4. スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月16日(火) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和6年4月24日(水) 12時まで |
| (3) 質問書に対する回答通知 | 令和6年4月25日(木) |
| (4) 参加意思表明書等の提出期限 | 令和6年5月7日(火) 12時必着 |
| (5) 資格審査結果通知 | 令和6年5月8日(水) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和6年5月20日(月) 12時必着 |
| (7) プレゼンテーション開催日 | 令和6年5月22日(水) 13時～ |
| (8) 選定結果通知 | 令和6年5月22日(水) |
| (9) 契約締結 | 令和6年5月24日(金) 予定 |

※上記スケジュールは変更の可能性があります。変更の場合は別途お知らせします。

5. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答は次のとおり行う。

- (1) 提出期限 令和6年4月24日(水) 12時まで(必着)
- (2) 提出場所 恵庭市経済部商工労働課
- (3) 提出方法 電子メールで提出(様式自由)

e-mail : shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp

※送信時に必ず受信確認を行うこと。

- (4) 回答方法

令和6年4月25日(木)に、質問者に対し電子メールで通知するほか、全質疑結果を恵庭市公式ホームページで公開する。

- (5) 留意事項

本要領及び業務委託仕様書に關係する内容以外の質問は受け付けない。

6. 参加意思表明手続き及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、資格審査により不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

- (1) 提出期限 令和6年5月7日(火) 12時まで(必着)
- (2) 提出場所 恵庭市経済部商工労働課(市役所庁舎3階)

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL : 0123-33-3131 (内線 3331、3931) FAX : 0123-33-3137

- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）とする。
- (4) 提出書類（各1部）
 - ア. 参加意思表明書（別記様式）
 - イ. 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（直近1ヶ月以内のもの）
 - ウ. 直近の事業年度における財務諸表等の写し
 - エ. 直近年度の国税、都道府県税及び市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (5) 資格審査結果通知
資格審査結果を令和6年5月8日（水）にメールで通知し、同日付で郵送する。なお、審査結果について、電話等での問い合わせには一切応じない。

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月20日（月）12時（必着）
 - (2) 提出場所 恵庭市経済部商工労働課
 - (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便または配達証明に限る）とする。
 - (4) 提出書類（各正本1部・副本7部）
 - ア. 会社概要
 - イ. 業務体制
 - ウ. 業務工程表
 - エ. 本業務と同様又は類似した事業の業務実績
 - オ. 企画提案書（別紙「仕様書」に十分留意すること。）
 - カ. 見積書（会場使用料は市で措置しているため計上しないこと。）
- ※各提出書類の様式は任意とする。ただし、用紙サイズはA4版とする（A3版の折込みは可）。
- ※副本は企業名を黒塗し提出すること。
- ※企画提案書は20ページ以内で作成し、提案すること。

8. 選定方法

本プロポーザルによる受託候補者を選定するため、「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務公募型プロポーザル事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- (1) 選定委員
選定委員は、「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務公募型プロポーザル事業者選定審査委員会設置要綱の定めるところによる。
- (2) プレゼンテーション審査
 - ア. 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会の合議によって順位付けを行う。
 - イ. 各委員の得点と価格点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

ウ. 評価点は、配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。

(3) 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務公募型プロポーザル審査要領に定める。

(4) 留意事項

ア. 参加事業者数又は提案辞退等により、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。

イ. プレゼンテーション審査において、全審査委員の評価点と価格点の合計の平均点が60点未満となる場合は、受託候補者として選定しない。

ウ. 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

9. プレゼンテーション

(1) プレゼンテーションは、5月22日(水)に実施する。参加事業者には別途詳細な日時・場所等を通知する。

(2) プレゼンテーションの持ち時間は、準備、片づけを含め30分以内とする。

※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。

10. 失格事項

(1) 企画提案書等の提出期限に遅れた者

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者

(3) その他選定委員会が不適格と認める者

11. 選定結果通知

(1) 選定結果は、全参加者へ郵送で通知する。

(2) 審査内容及び選定理由を恵庭市公式ホームページで公開する。

12. 契約手続き

恵庭市財務規則等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。

なお、仕様書、契約条件の詳細については別途協議するものとする。

13. その他

(1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者が負担する。

(2) 各提出書類について、提出期限以降の差替え及び再提出は原則認めない。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は本プロポーザル以外での無断使用はしない。ただし、「恵庭市情報公開条例」等の関連規程に基づき公開する場合がある。

(5) 電子メール等の通信事故については、恵庭市はいかなる責任も負わない。

(6) 選定された企画提案書の内容については、協議の上、内容を一部変更する場合がある。

14. 本プロポーザルに関する問い合わせ先

恵庭市経済部商工労働課（市役所庁舎3階）

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131（内線3331、3931） FAX：0123-33-3137

e-mail：shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp